

豊川市公共施設照明設備LED化事業説明書（プロポーザル実施要領）

1 業務概要

- (1) 業務名
豊川市公共施設照明設備LED化事業
- (2) 業務目的
リース契約により公共施設のLED化を推進し、電力需要を抑制するとともに、環境負荷の軽減に寄与するため。
- (3) 業務内容
 - ア 事業達成のために必要な現地調査・設計業務 等
 - イ 器具及び設置に必要な付属品一式の調達・取替等工事
 - ウ 既存設備の撤去・運搬・廃棄処分
 - エ 施工管理及び進捗管理業務
 - オ 取替工事完成図書作成業務（Jクレジット化に必要な資料を含む）
 - カ 既設照明の電力契約の把握とLED化に伴う契約変更申請
 - キ 器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借
 - ク 取り替えたLED照明の保守、交換等の維持管理
 - ケ 賃貸借契約期間終了後の賃貸借対象の所有権移転業務
- (4) 業務場所
豊川市内各施設（別紙1「対象施設一覧表」を参照）
- (5) 業務期間
契約締結日の翌日から令和21年3月31日まで
 - ア 準備期間（調査・設計、LED設置期間）
契約締結日の翌日から令和11年3月中旬まで。
 - イ 令和9年度より順次10年間（120ヶ月）の賃貸借を開始する。
 - ウ 賃貸借期間終了後は、設置した設備を市へ無償譲渡する。
- (6) 予算概要
1,769,389,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
上記の額は、債務負担行為における限度額であり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。なお、予算が成立しなかった場合は、選定された内容は無効とする。
【年度別予定金額】

令和9年度	44,521,000円以内
令和10年度	133,892,000円以内
令和11年度	176,938,000円以内（うち企業会計1,082,000円以内）
令和12年度	176,938,000円以内（うち企業会計1,082,000円以内）
令和13年度	176,938,000円以内（うち企業会計1,082,000円以内）
令和14年度	176,938,000円以内（うち企業会計1,082,000円以内）
令和15年度	176,938,000円以内（うち企業会計1,082,000円以内）
令和16年度	176,938,000円以内（うち企業会計1,082,000円以内）
令和17年度	176,938,000円以内（うち企業会計1,082,000円以内）
令和18年度	176,938,000円以内（うち企業会計1,082,000円以内）
令和19年度	132,420,000円以内（うち企業会計1,082,000円以内）
令和20年度	43,052,000円以内（うち企業会計1,085,000円以内）
合計	1,769,389,000円以内（うち企業会計10,823,000円以内）

（※企業会計は別で契約を締結）

- (7) 提案書提出者に要求される資格要件、技術者の資格要件等
下記3のとおり。

2 プロポーザル方式

- (1) 実施方法
公募型プロポーザル方式とする。
- (2) 実施理由
公募型プロポーザル方式により事業者を広く募集することで、事業者から優れたノウハウを生かした提案を受け、最も優れている提案者に実施させることが市にとっても有益であるため。

3 参加資格（提案書提出者に要求する資格）

- (1) 「豊川市公共施設照明設備LED化事業仕様書」に基づく業務を行うことができること。
- (2) 本プロポーザルに参加できる者は、単体又は複数の企業共同体（以下「共同体」という。）とする。リース役割、調査・設計役割、施工役割の各役割を設定し、役割を兼ねることを可とする。なお、1参加企業につき1申請とする（重複での参加は不可）。
- (3) 令和8・9年度の豊川市入札参加資格において、単体の場合又は共同体の場合の構成員の代表については、「(業務) 役務の提供等」のうち「(営業種目) リース・レンタル(※1)」の資格を申請していること。共同体の場合のリース役割以外の構成員については、「電気工事業」又は「設計」(※2)の資格を申請していること。申請していない場合は、申請可能となる令和8年4月1日以降に速やかに申請すること（下請けの場合は、入札参加資格不要）。
- ※1 申請先：あいち電子調達共同システム（物品）
- ※2 申請先：あいち電子調達共同システム（CALS/EC）
- (4) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (5) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) LED照明設備設置の業務に必要な資格を有すること。
- (9) 契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

4 説明書等の配布

- (1) 配布期間
令和8年2月20日（金）から令和8年3月13日（金）まで
豊川市ホームページ上に掲載する。
- (2) 配布するもの
- ア 豊川市公共施設照明設備LED化事業説明書（プロポーザル実施要領）
- イ 豊川市公共施設照明設備LED化事業仕様書（別表含む）
- ウ 提案書作成要領

- エ 提出書類一式（様式第1号～5号）※ケ 様式第6号の1、6号の2
 - オ 対象施設一覧表（別紙1）
 - カ 事業スケジュール（別紙2）
 - キ 提案書提出者を選定するための基準（別紙3）
 - ク 受託候補者を特定するための評価基準（別紙4）
 - ケ 既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第6号の1、6号の2）
- ※ケは市ホームページには掲載せず、参加資格があると認めた者に個別に配布する。

5 質疑及び回答

- (1) 受付期間
令和8年2月20日（金）から令和8年2月26日（木）午後5時まで
- (2) 提出先
豊川市産業環境部環境課
- (3) 提出方法
電子メールのみとする。（メールアドレス kankyo@city.toyokawa.lg.jp）
メールの件名は、次による。

【会社名】豊川市公共施設照明設備LED化事業 質問書

※様式は任意とするが、資料名・該当ページを明記した上で質問事項が明確に分かるようにすること。また、送受信の確認として執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）に産業環境部環境課へ電話連絡すること。（電話番号0533-89-2141）

- (4) 回答方法
全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて、令和8年3月10日（火）までに豊川市ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに回答するものとする。

6 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
参加表明書（様式第1号）及びそれに記載のある添付書類
- (2) 提出期限
令和8年3月13日（金）午後5時必着
- (3) 提出先
豊川市産業環境部環境課
- (4) 提出方法
電子メールのみとする。（メールアドレス kankyo@city.toyokawa.lg.jp）
メールの件名は、次による。

【会社名】豊川市公共施設照明設備LED化事業 参加表明書

※PDF形式で提出すること。また、送受信の確認として執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）に産業環境部環境課に電話連絡すること。（電話番号0533-89-2141）

※電子メールの受信可能容量は1通あたり約20MBのため、必要に応じてオンラインストレージサービスでの提出も可とするが、データサイズはなるべく小さくすること。

(5) 記載上の留意事項

ア 参加しようとする者は、リース事業者を含めた単体及び複数の企業共同体とし、役割構成表（様式第2号）には参加表明時に想定する下請け事業者も記載すること。

また、各構成員が以下の役割を分担するものとする。

- ・ リース役割（構成員代表） 契約等諸手続きを行い事業遂行全般の責を負う
- ・ 調査・設計役割 調査、設計業務を実施する
- ・ 施工役割 工事に関する業務全般を実施する
- ・ その他の役割 上記以外の役割 ※必要な場合

応募者はリース役割者とする。なお、リース役割以外の各役割は、一者でなく複数の構成も可とする。また、役割を兼ねることも可とする。なお、役割構成表（様式第2号）に記載する構成員の間で締結した（下請け事業者も含め）契約書又は覚書等（任意様式）は、令和8年4月24日（金）までに提出すること。

イ 豊川市での競争入札参加資格について、令和8・9年度入札参加資格の登録済であること（上記3参加資格（3）のとおり）。提案書提出者に選定された場合であって、未登録である場合は、提案書提出期限（令和8年4月24日（金））までに登録を行うこと。また登録年月日（あるいは登録申請予定）を役割構成表（様式第2号）に記載すること。

ウ 経営状況等（資本金、売上高、自己資本比率等）は、直近の決算書等の財務諸表を添付し、資本金、売上高、自己資本比率の数値が明確に分かるように色付けしておくこと。（リース役割のみ）

エ 賠償責任保険の加入のわかるものを添付すること（下請け事業者は不要）。

オ 公共施設LED照明設備設置業務の実績（自治体名、担当部署、業務名、実績施設名、事業期間、契約金額）を過去5年分記載すること。（任意様式：下請け事業者含む）

カ ISO14001等の取得状況のわかるものを添付すること。（単体、共同体構成員ごと） ※下請け事業者は不要

キ 直近1年分の法人税、法人事業税の納税がわかるものを添付すること。（リース役割のみ）

ク 暴力団などに該当しないことの誓約書及び同意書を添付すること。（様式第3号の1、3号の2）（単体、共同体構成員ごと） ※下請け事業者は不要

7 説明会

説明会は開催しない。

8 提案書提出者の選定方法等、選定する概数及び選定基準

(1) 選定方法

参加表明書で提示された内容等により総合的に行う。

(2) 選定するための基準

別紙3「提案書提出者を選定するための基準」のとおり

(3) 選定する概数

10者(共同体を含む。)以下

(4) 選定結果

参加表明書の提出者に令和8年3月23日付で電子メールにて通知する。なお、選定結果に異議を申し立てることはできない。また、選定結果に関する質問には回答しない。

9 提案書の提出

- (1) 提案書の作成方法等
別紙「提案書作成要領」のとおり
- (2) 提出期限
令和8年4月24日（金）午後5時必着
- (3) 提出先
豊川市産業環境部環境課
- (4) 提出方法
電子メールのみとする。（メールアドレス kankyo@city.toyokawa.lg.jp）
メールの件名は、次による。

【会社名】豊川市公共施設照明設備LED化事業 提案書

※PDF形式で提出すること（別紙1「対象施設一覧表」及び既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第6号の1、6号の2）はエクセルファイル）。また、送受信の確認として執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）に産業環境部環境課に電話連絡すること。（電話番号0533-89-2141）

※なお、電子メールの受信可能容量は1通あたり約20MBのため、必要に応じてオンラインストレージサービスやCD-Rでの提出も可とするがデータサイズはなるべく小さくすること。

10 受託候補者の特定及び特定結果の通知

- (1) 審査
提出された提案書を評価基準に基づいて書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。
※1者30分程度（プレゼンテーションの準備及びヒアリングを含む。ヒアリングは15分以上を確保すること。）
 - ア 審査実施日
令和8年5月11日（月）選定作業部会審査（1次審査）
令和8年5月21日（木）選定委員会審査（2次審査）
※1次審査で合格した者が2次審査に進める。
 - イ 実施場所
豊川市防災センター 1階 市民研修室
（豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所敷地内）
- (2) 審査の流れ
提案の審査にあたっては、次のとおり。
 - ア 5月11日（月）の選定作業部会審査（1次審査）において、プレゼンテーション及びヒアリング審査・評価を実施し、上位3者以内を選定委員会（2次審査）で審査・評価を実施する。
 - イ プレゼンテーションの出席者は4名以内とする。
 - ウ プレゼンテーションは、事前に提出した提案書を用いて行うこと。パソコン及びプロジェクターの使用も可とするが、プロジェクター及びスクリーン、電源以外は提案書提出者で用意すること。
 - エ 審査の結果、審査員の合計評価点が最も高い提案をした提案者を事業契約に向けての受託候補者とする。また次点を次の受託候補者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、リース支払総額が低い提案者を受託候補者とする。

- (3) 失格
次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 提案書提出期限を過ぎても提案書類が提出されない場合
 - イ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合
 - ウ 本実施要領等の定める手続きを遵守しない場合
 - エ リース支払総額が提案上限金額を超える場合
 - オ 提案書類に虚偽の記載があった場合
 - カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - キ 参加資格等に違反すると認められる場合
- (4) 受託候補者を特定するための評価基準
別紙4「受託候補者を特定するための評価基準」のとおり
- (5) 特定結果の通知
- ア 特定結果は、提案書提出者にメールで通知し、ホームページで公表する。
 - イ 特定結果に対して異議を申し立てることはできない。
 - ウ 特定結果に関する質問には回答をしない。
 - エ 受託候補者として特定された者が契約締結までに「3参加資格（提案書提出者に要求する資格）」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、その他事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

11 募集から契約締結までのスケジュール

	項目	日程
1	説明書等の公表(HPに掲載)	2月20日(金)
2	説明書等に関する質問の受付	2月20日(金)～2月26日(木)
3	質問回答	3月10日(火)
4	参加表明書の提出期限	3月13日(金)
5	選定結果、提案書の提出要請の通知	3月23日(月)
6	提案書の提出期限	4月24日(金)
7	プレゼンテーション及びヒアリング審査・評価 選定作業部会(1次審査)	5月11日(月)
8	選定委員会(2次審査)	5月21日(木)
9	特定結果の通知	5月22日(金)
10	契約用の見積書提出	5月25日(月)
11	賃貸借仮契約の締結	5月下旬
12	市議会議決後、本契約	6月下旬

12 事業実施に関する事項

- (1) 誠実な業務遂行
- ア 事業者は、説明書、仕様書及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
 - イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。
- (2) 市と事業者との責任分担
- ア 基本的な考え
提案が達成しないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災などの事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うもの

とする。

イ 予測されるリスクと責任分担については、原則として仕様書別表の「予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、提案者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

ウ 契約の締結が困難となった場合における措置

- ① 受託候補者の責により契約できない場合は、市は受託候補者に対しそれまでに要した費用を請求することができるものとする。
- ② 契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

13 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案書の提出者に選定されなかった通知を受けた場合は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案書提出者の選定及び受託候補者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 提出された参加表明書、提案書及び審査結果について情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき開示する。
- (8) 選考結果の通知後、見積書を提出し仮契約を締結する。また、各グループの調査・設計完了後に協議書を交わすこととする。
- (9) 一宮浄水場、御馬浄水場、長沢水源は、企業会計事業に該当するため別に契約締結するものとする。

14 問合せ先及び各種書類の提出先

豊川市産業環境部環境課環境政策係

メールアドレス : kankyo@city.toyokawa.lg.jp

電話番号 : 0533-89-2141